

平成 25 年 2 月

「中小企業金融円滑化法」の期限到来後の対応について

加茂信用金庫

中小企業金融円滑化法は、平成 25 年 3 月 31 日に期限が到来いたします。当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、下記のとおり対応いたしますのでお知らせいたします。

- 1、 当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、お客様からのご返済条件の変更等のお申し出に対しては、真摯かつ迅速に取り組む等、従来からの対応に変更はございません。また、引き続きご返済条件の変更等や円滑な資金供給に努めてまいります。
- 2、 当金庫は、お客様からの資金に関するご相談や、ご返済条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様が抱える問題を十分に把握したうえで、その解決に向け真摯に取り組めます。
- 3、 当金庫は、コンサルティング機能を積極的に発揮し、お客様の経営課題に応じた最適な解決策を、お客様の立場に立って提案し十分な時間をかけて実行支援をしております。

以 上